

**【新設】(総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)**

**20-5-19** 令第188条第2項第1号イ(1)《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》及び規則第60条の8第1項第1号イ《連結資本配賦法等を用いた恒久的施設帰属資本相当額の計算》に掲げる「外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、総資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、当該事業年度を通じた総資産の帳簿価額の平均的な残高をいう。

令第188条第2項第1号イ(2)及び規則第60条の8第1項第1号ロに掲げる「外国法人の当該事業年度の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」についても、同様とする。

① 当該事業年度の開始の時及び終了の時における総資産の帳簿価額の平均額又は総負債の帳簿価額の平均額は、本文の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に該当しない。

2 本文の平均残高を計算する場合において、日々の平均残高によるときは当該日々の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により、各月末の平均残高によるときは当該各月末の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により、それぞれ計算することに留意する。

**【解説】**

1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された(法141-イ)。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定(一部の規定を除く。)に準じて計算することとされている(法142①②)。

2 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する別段の定めの一つとして、外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額が、その外国法人の資本に相当する額のうちその恒久的施設に帰せられるべき金額(恒久的施設帰属資本相当額)に満たない場合には、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額のうちその満たない金額に対応する部分の金額は、その事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする規定が設けられている(法142の4①)。

3 ところで、恒久的施設帰属資本相当額を資本配賦原則法(法令188②-イ)により計算する場合に用いる法人税法施行令第188条第2項第1号イ(1)《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に掲げる「外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」及び恒久的施設帰属資本相当額を連結資本配賦法等(法令188④)により計算するかどうかの判定に用いる法人税法施行規則第60条の8第1項第1号イ《連結資本配賦法等を用いた恒久的施設帰属資本相当額の計算》に掲げる「外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高とし

て合理的な方法により計算した金額」とは、具体的にどのようなものをいうのか法令上の規定においては必ずしも明らかでない。

そこで、本通達の本文前段では、この同令第188条第2項第1号イ(1)及び同規則第60条の8第1項第1号イに掲げる「外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、総資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた外国法人の総資産の帳簿価額の平均的な残高をいうことを明らかにしている。

- 4 なお、「外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、その事業年度を通じた外国法人の総資産の帳簿価額の平均的な残高をいうのであるから、少なくとも各月末の平均残高以上の精度をもって計算することが予定されており、その事業年度の期首と期末の外国法人の総資産の帳簿価額の平均額は、これに該当しない。

本通達の注書の1では、このことを念のため明らかにしている。

- 5 また、恒久的施設帰属資本相当額を資本配賦原則法により計算する場合に用いる同令第188条第2項第1号イ(2)に掲げる「外国法人の当該事業年度の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」及び恒久的施設帰属資本相当額を連結資本配賦法等により計算するかどうかの判定に用いる同規則第60条の8第1項第1号ロに掲げる「外国法人の当該事業年度の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」についても同様であることを、本通達の本文後段において明らかにしている。
- 6 さらに、本通達の本文の平均残高を計算する場合の円換算は、外貨と円の翻訳であるとの立場から、本通達の注書の2では、日々の平均残高によるときはその日々の電信売買相場の仲値(T.T.M.)により換算した円換算額により、各月末の平均残高によるときはその各月末の電信売買相場の仲値(T.T.M.)により換算した円換算額により、それぞれ計算することを留意的に明らかにしている。